

## 【ABC 消費者情報 Vol. 76】

## ◎年末年始にかけて増加する悪質な物干し竿の移動販売にご注意を

トラックによる移動販売で、高額な物干し竿を売りつけられそうになったという相談が寄せられています。

## ■相談事例

○「1本1,000円」と物干し竿の移動販売業者が巡回していたので呼び止めた。「ステンレス製の方がさびない」とすすめられたので、購入することにしたところ、4万円を請求され驚いた。「手持ちがない」と断ると、「すでに竿を切ってしまったから、返品はできない」と言われた。業者の態度が怖かったため、「警察に連絡する」と言うと、立ち去って行った。

## ■アドバイス

○購入する前に、商品と価格をしっかりと確認し、金額等に納得がいかない場合は、きっぱり断りましょう。購入する際は、業者名や連絡先、車のナンバーを記録し、必ず領収書ももらいましょう。

○脅迫的な言動を受けて代金を請求されたときなどは、最寄りの交番や警察に連絡しましょう。

## ■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-252-1919

## ■警察総合相談電話

Tel:099-254-9110

## ■バックナンバーはこちら

(携帯版) [http://www.city.kagoshima.lg.jp/\\_33658.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html)

(スマホ・PC版)

[http://www.city.kagoshima.lg.jp/\\_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/\\_33772/abckback.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html)

【参考】vol. 61「悪質な物干し竿の移動販売」

## ■年末年始の消費生活相談

鹿児島市消費生活センターは12月28日から1月5日まで休業となります。

この期間の消費者トラブルについては、消費者ホットライン ([Tel: 0570-064-370](tel:0570-064-370)・12/28～1/3休業)にご連絡いただくか、鹿児島市消費生活センターのホームページ「消費者注意報・トラブル情報」をご覧ください。

※配信停止はこちら

[%url/https:ath:stop%](#)

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31  
電話 099-258-3611